

川 聯

かわ ひらた

No.110

「税を考える週間」特集号

平成29年11月1日

若松税務署管内税務推進協議会会報

兼人 編集
兼人 発行
兼人 編集
兼人 発行

遠賀郡水巻町頃末南3丁目19-25

近藤 邦雄

(201)5591



高塔山

普通はどこでも、駅のあるところがその街の表側であるように考えるのだが、永らく若松に住んでいると、大橋を渡ることによって、そこが表向きであるように見えるから不思議である。車が橋の道にかかり、洞海の水面を見下ろしながら、正面に高塔山、その奥に石峰の頭がちよびりのぞいてくると「やれやれ」という気分になるのはそこに大きな不幸が待っていない限り、若松人なら、だれでも同じことであろう。

夕日が仏舍利塔のかたに沈み、峰々の影が深くなるころ、大橋の一番高いところに立ってみると、まず若松の街に灯がともり、今まで明るかった海面も急に光を落として、夜の灯は戸畑、八幡、小倉と連なっていくのであった。春とはいえ、海からの風は冷たく、気がついたときは橋灯も全部ともされて、離合の車のライトが明るく流されていた。

(昭和55年7月31日発行)

絵文 片山 正信氏
若松版画散歩より)

| | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-----------|---------|----------|
| 遠賀町商工会 | 岡垣町商工会 | 水巻町商工会 | 芦屋町商工会 | 中間町商工会 | 若松商工会 | 若松商工会 | 若松商工会 | 若松商工会 | (公社)若松法人会 | 若松納貯連合会 | 税理士会若松支部 |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-----------|---------|----------|

税について / ちよつと / 考えてみよう!

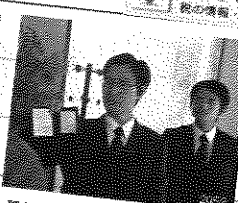
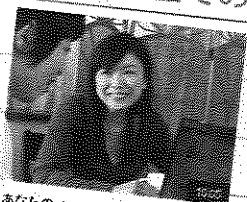
「税を考える週間」

※ 国税庁では、毎年11月11日～11月17日までを「税を考える週間」と定め、集中的に広報活動を行っています。

⇒ 今年のテーマ **【くらしを支える税】**

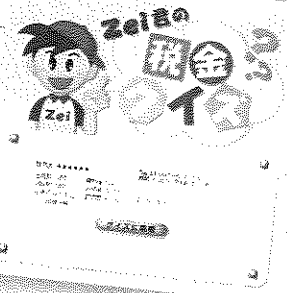
- ・ 私たちが健康で文化的な生活を送ることからできる
- ・ 多くの公共サービスが提供... 費用は主に税金で賄われている
- ・ 国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) に取組紹介ページを掲載
- ・ ドラマ仕立ての動画で国税庁の仕事や取組を紹介
- ・ 講演会資料をホームページでダウンロード可能!
- ・ 「税の学習コーナー」では、クイズやゲームで楽しく学習できる

◆ ドラマ仕立ての動画

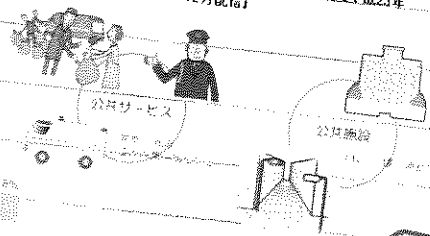
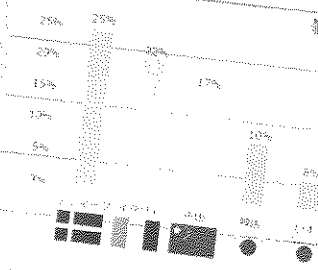


Web-TAX-TV

◆ 税の学習コーナー

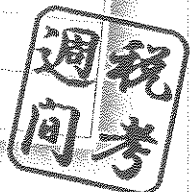


税の学習コーナー



詳しくは国税庁ホームページへ!

国税庁で **検索**



くらしを支える税

平成29年度 「税を考える週間」 行事日程表

【各関係民間団体主催】

| 月 | 日 | 曜 | 行事名 | 開始 | 終了 | 主催 | 場所 |
|----|---------------|--------|----------------|-------|-------|---------------------------|-----------------------------|
| 10 | 22 | 日 | 租税研修会/バスハイク | 8:00 | 18:30 | 若松間税会 | 柳川・大牟田 (車中で税金クイズを実施) |
| 11 | 14 | 火 | ラジオ放送「明日への扉」 | 11:00 | 12:00 | 若松法人会 | エアーステーションひびき |
| 11 | 14 | 火 | 税の無料相談会 | 10:00 | 15:00 | 中間・遠賀郡4町商工会 | 中間市 イオンなかま店「なかまの広場」 |
| 11 | 16 | 木 | 税務研修会 | 13:15 | 14:15 | 税理士会、法人会及び 間税会青年部 | 若松港湾合同庁舎 |
| 11 | 17 ～ 19 | 金 日 | 小学生の税の書道展 | 9:30 | 20:00 | 若松税務推進協議会 | サンリブ若松1階催事場 |
| 11 | 23 | 木 | バス研修 | 8:00 | 17:00 | 若松法人会中間、芦屋、 水巻、岡垣、遠賀支部 | 佐賀(ヤクルト工場) (車中で税金クイズを実施) |
| 12 | 4 | 月 | 租税教室 | 10:00 | 12:00 | 若松青申会 | 若松港湾合同庁舎 |
| 12 | 中旬 | | 表彰状伝達(税に関する作文) | 9:00 | 17:00 | 若松納貯連・若松税務署 | 各中学校 |

【若松税務署主催等】

| 月 | 日 | 曜 | 行事名 | 開始 | 終了 | 主催 | 場所 |
|----|-------------|---|----------------|----|----|-------|--------|
| 11 | 中 下 旬 | | 納税表彰(表敬訪問) | — | — | 若松税務署 | 各表彰場所 |
| 11 | 中 下 旬 | | 表彰状伝達(税に関する作文) | — | — | | 表彰高等学校 |
| 11 | 中 下 旬 | | 租税教育推進校表彰 | — | — | | 表彰校 |

納税表彰おめでとうございます

申告納税制度の普及発展に努められ、納税道義の高揚に寄与された方々です。

| | | | |
|--------|---------|-------|-----------------------|
| 若松税務署長 | 納税表彰受彰者 | 上野 隆蔵 | 《若松法人会 監事》 |
| 若松税務署長 | 納税表彰受彰者 | 岡部 憲昭 | 《若松法人会 副会長》 |
| 若松税務署長 | 納税表彰受彰者 | 重廣 公子 | 《若松間税会 理事(青年女性部 副会長)》 |
| 若松税務署長 | 感謝状受彰者 | 辻本 泰一 | 《水巻町商工会税務相談所経営指導員》 |
| 若松税務署長 | 感謝状受彰者 | 西谷 信博 | 《若松法人会 常任理事》 |

間 税 会

水郷柳川の川下りと万田坑を見学

会員の皆様には、日頃より間税会の活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、税を考える週間行事恒例のバスハイクを十月二十二日(日)に開催いたしました。今回は、北原白秋のふるさと柳川からスタートしました。柳川といえばお堀巡りの川下りが有名です。このお堀は、約四百年前、柳川城築城のときに城下町を形成するために人工的に整備されたそうです。「ど



んこ舟」で赤煉瓦の並倉や白いなまこ壁などを通り、船頭さんの巧みな竿さばきに感心しつつ軽快な語りや歌を聞きながら、のんびりと時間を過ごしました。

昼食は鰻を頂きその後、荒尾市の万田坑の見学に行きました。万田坑は日本の近代成長を支えた産業遺産で、二〇一五年七月に世界遺産に登録されました。三井三池炭鉱の一つの坑口で、施設とそれに伴う設備関係が良好に残っていました。特にジャックエンジンやウインチなどはほぼ当初の状態だそうです。活気あふれる当時に思いをはせ日本最大級の炭鉱遺跡を体感した後、小郡市にある如意輪寺へ向かいました。

かえる寺の愛称で知られているこの寺は、平成四年に住職が中国からヒスイでできたカエルを持ち帰ったのをきっかけに次々にカエルの置物や石像が増え、今では五千以上のかえる達が並んでおり、まさにカエルのテーマパークです。「若かえる」「無事かえる」「みちかえる」「初心にかえる」「良くかかんがえる」など沢山のかえるがいることに気が付きました。かえる好きではないですが、思わず笑顔になれて癒される、そんなお寺でした。

帰りの車中では、税金クイズを行い、ご参加頂いた皆様と和やかに楽しい一日を過ごすことができました。ご参加頂いた皆様には大変お世話になりました。どうぞございました。また、来年のご参加を心からお待ちしております。



平成二十九年北九州ブロック

間税会連絡協議会開催

十月二十日(金)十五時から門司間

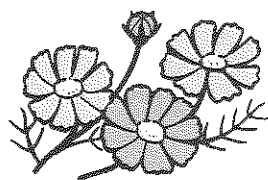
税会主管により、ラメール雅において、北九州ブロック間税会連絡協議会が開催されました。

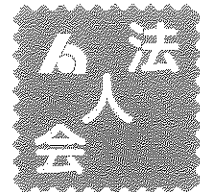
福岡国税局より植松消費課課長、門司税務署より関谷署長、福岡局連より中野会長をご来賓にお迎えし、門司、行橋、小倉、八幡、若松の各間税会の会長等が出席し、協議を行いました。

当日の議事は、

- 一、組織の維持・拡大・強化について
- 二、財政基盤の強化の方策について
- 三、その他の会活動の効率化、活性化等を図る為の方策について
- 四、その他でした。

議事終了後に植松消費課課長より協議会の総評及び講話を頂きました。





会員の集い 第22回「夏の夕べ」開催



岡本清嗣会長挨拶



川地啓輔青年部会長挨拶



会場は盛り上がりました

平成二九年八月四日(金)管内の企業及び一般市民を対象に、社会貢献、税の研修、参加者相互の交流を目的に「ぶどうの樹」において250名の参加をいただき行われました。

岡本会長の開催挨拶、中間市長福田健次様による乾杯で開始しました。

問税会による税金クイズでは若松税務署提供の問題に各テーブル単位で参加し、上位正解テーブルには賞品が授与されました。

アトラクションは地元バンド「WET BEANS」によるビールズナンバーの演奏で大変盛り上がりました。



福田健次中間市長乾杯



チャリティー販売も完売です

また、恒例のチャリティー行事は九州北部豪雨災害の支援を目的に社会貢献委員会及び青年部会による「チャリティー物販」で地元物産の販売を行い、30分で完売するとともに女性部会ではチャリティー募金を募る際に手作り品を提供するなどして多くの浄財を集め、福岡県に義援金として寄贈することができました。

病气やケガで働けなくなったときの

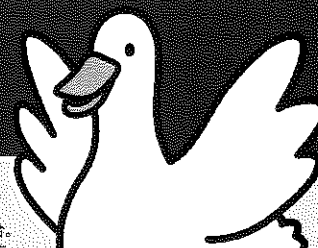
給与 サポート保険

病气やケガで働けなくなったとき、60歳まで* 月々の収入をサポートします

*保険期間が、60歳満期の場合。
65歳満期もあります。

- 法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入頂けます
- 法人契約の場合、保険料を全額損金算入しつつ、在職中の備えが可能です

※就労困難状態に該当している場合
※就労困難状態および商品の詳細は
「契約概要」等をご覧ください。



(引受保険会社)

Afiac アフラック

北九州支社 〒802-0005 福岡県北九州市小倉北区堺町1-2-16 十八銀行第一生命共同ビル8階

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。 AF法推-2016-0052 8月8日

税務
相談所

税務相談所は

税のアドバイザーです!

帳簿のつけ方が
わからない

忙しくて
人手が足りない

税務署に行くのが
苦手だ

こんな時に
ご利用下さい。



案ずるよりは **まず相談**

税務相談所とは……

- ① 税務の指導相談
- ② 記帳の指導
- ③ 記帳の代行
- ④ 各種税務の申告書の作成
- ⑤ 税務調査の立合

詳しくお知り
になりたい方は、
(下記の)
各税務相談所へ



会費等について

- ① 記帳指導料……ご自分で記帳整理できる方
 - ② 記帳代行料……記帳整理を依頼したい方
- 但し現金出納帳はご自分で記帳して下さい
- ③ 各種手数料……実費程度

〔若松税務署管内の税務相談所〕

| | |
|---------|---|
| 若松税務相談所 | 若松区本町三丁目11-1 ベイサイドプラザ若松本館4F (電話) 771-3726番(代) |
| 中間税務相談所 | 中間市長津一丁目7-1 中間商工会議所内 (電話) 245-1081番 |
| 芦屋税務相談所 | 遠賀郡芦屋町中の浜9-52 芦屋町商工会内 (電話) 222-2111番 |
| 水巻税務相談所 | 遠賀郡水巻町頃末北一丁目9-7 水巻町商工会内 (電話) 201-7551番 |
| 遠賀税務相談所 | 遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目6-18 遠賀町商工会内 (電話) 293-0165番 |
| 岡垣税務相談所 | 遠賀郡岡垣町海老津駅前9-36 岡垣町商工会内 (電話) 282-0294番 |

青色申告会

平成29年度事業活動基本方針

一般社団法人 全国青色申告会総連合

時代の変化に対応し、青色申告運動を強力に展開

わが国における少子高齢化と人口減少、それに伴う労働力不足は、国政、地方自治体の運営、企業活動に重くのしかかる。海外の政治・経済の状況により、国内経済の不透明感もいっそう増している。

小規模事業者は、これまで長年にわたり地域の経済社会を支え、その発展に貢献してきた。政府が掲げる「億総活躍社会の実現」地方の創生には、小規模事業者の経済活力が欠かせない。

疲弊が続く地域経済社会のもと、本会は経営を続ける小規模事業者の環境を改善し、経営活力を取り戻すため、税制改正運動に取り組み、事業主報酬制度や個人企業における事業承継税制は、政府の掲げる小規模企業振興に資する政策提言であり、その実現を強く求める。

また、高齢化がさらに進展していくなかで、申告納税手続きやマイナンバー制度など様々な仕組みがより複雑になっている。消費税法を含め、より簡素な仕組みを求めていく。

地域社会の重要な担い手である個人事業者が減少している事実を喫緊の課題として共有し、会勢拡大にむけ様々な取り組みを展開してきた。引き続き、会勢拡大につながる成功事例について広報し、情報の共有をおこなう。県連・税連・地区会ともに、関係官庁、経済団体ならびに業種団体などの他団体と連携をいっそう強化し、地域に応じた政策によ

り青色申告制度の普及・会勢拡大に取り組む。

会組織が発展していくためには、会員数の拡大と組織の質の向上が重要となる。自発的納税協力の精神のもと、申告納税環境の変化に対応し、会計ソフト「ブルーリターンA」を基軸に、情報通信技術を活用した指導相談活動を充実し、会員企業に役立つサービスを提供していきたい。

時代の変化に柔軟に対応しながら、組織の成長を着実に進めるかじ取りが求められる。県連・税連・地区会とともに強い使命感をもって青色申告運動をおこない、会員企業への貢献をめざす。

税を考える週間

テーマ「暮らしを支える税」

国税庁では、国民の皆様へ租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくために、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、ホームページ等で様々な情報を提供しています。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

税制政策活動の推進

個人企業の経営環境整備

きびしい経済環境にあつて個人事業主は、経営実態を同じくする同族法人企業の社長と同様に経営努力を重ねているが、税制面で公正な取り扱いがなされていない。青色申告をおこなう個人事業主に、その勤労の対価として事業主報酬の支払いを認めることが、長年にわたる両者の間の不公平を是正する。あわせて個人企業版の事業承継税制を確立することが、個人企業が持続的に発展するための経営環境の整備と強化につながる。このふたつの政策は、与党の平成29年度税制改正大綱の検討事項にも取り上げられた。本会は早期実現をめざし、税制改正運動を強力に展開する。

再び延期された消費税率の引上げ等をはじめとした今後の税制改正により、小規模事業者を取り巻く納税環境は大きく変化することが想定される。環境変化が円滑な事業活動を阻害することがないよう、簡素な税制の仕組みを要望していく。

また、平成30年度から国民健康保険の財政運営の主体が市町村から都道府県に移行することが予定されており、その動向について注視する。

平成30年度税制改正要望意見

「最重点要望事項」

1 事業主報酬制度の早期実現
個人事業主の所得には勤労性が存在する。しかしわが国には、個人事業主の勤労性所得を認める税制上のしくみはない。万、個人企業と経営実態を同じくする同族法人企業の社長(以下「社長」という)には、役員報酬の支払いを認めている。このため所得税・住民税での税負担が個人事業主と社長とは、大きな格差が生じている。公平な税制を求めたい。

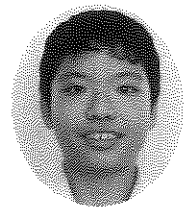
2 個人企業における事業承継税制の創設
個人企業の継続と発展の観点から、事業承継時に土地を除く事業用資産を非課税とするなどの負担軽減措置を含む個人事業者のための事業承継税制の確立を強く要望する。

3 青色申告特別控除10万円を30万円に引上げ
白色申告者の記帳義務の拡大にもない、その記帳水準の向上のために、青色申告特別控除10万円を30万円に引き上げることが要望する。

バスハイク中止のお知らせ

青色申告会主催のバスハイクは台風及び日程の都合上
今回は残念ながら中止とさせていただきます。

納貯連



中学生の「税についての作文」

全国審査対象作品(賞未定)

「ありがとうのバトン」

中間東中学校 三年 藤川 航太

日本国憲法第30条には「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と定められていますが、僕は、それをどう分配しているのか、どう役に立っているのかを考えた時、実感することはありませんでした。しかし、ある大会での先生の言葉で、僕は税金について、すごく考えるようになりました。

僕はバドミントン部に所属しており、いろいろな大会を、市や町の体育館で行っています。その日の試合の後、表彰式が終わり、先生が講評を述べられました。

「今日、爪をきちんと切っていない人がおり、注意するとふてくされた顔をしていました。また、決められた靴下を履いていない人もいました。あなたたちはどんな気持ちで試合に挑んでいるのですか。この会場費は本当は払わなくては行けないのに、中学生の大会だから使用料は要りませんと町の方のご好意で無料で使わせていただいているのですよ。あなたたちのために知らない町の方々が税金を使ってくださっているのですよ。それなのにその態度は恥ずかしくないのですか。もっと感謝の気持ちを持ちなさい。」

会場がじんときんとき静まり返りました。僕は、先生と言われた言葉が頭から離れません。

体育館は広く、照明をたくさん使いますし、手を洗い、トイレにも行きます。水道代、光熱費、体育館の使用料も合わせると、すごい金額になると思いますが、町の方々が負担

して下さっていたのです。知らない方からの税の支援のお陰で大会が行えたのに自分たちの今日の態度の悪さが恥ずかしく、町の皆さんに申し訳なく思いました。そして、これからどうすれば良いかを考えました。

町の方々の税金のお陰で、今日の大会が行われたことを忘れない、そして、それは当たり前前の事ではなく、感謝の気持ちを持ち、試合へ

平成二十九年 中学生の「税についての作文」受賞者

- 全納連連達**
ありがとうのバトン
中間東中学校 三年 藤川 航太
- 北九州市教育委員会賞**
私たちの学校生活を支える税金
河北中学校 三年 東山 藍
- 若松区長賞**
税金って減らせないの？
向洋中学校 三年 増田 絢心
- 中間市長賞**
より良い税金の使い方について
中間北中学校 三年 石田 七海
- 中間市教育長賞**
税金のサイクル
中間中学校 三年 日高 美空
- 岡垣町長賞**
大切な税金
岡垣中学校 三年 高瀬 結菜
- 税のない世界**
岡垣東中学校 三年 古川 朋果
- 芦屋町長賞**
姿を変える税金
芦屋中学校 三年 田中 麗美
- 遠賀町長賞**
税金のあり方
遠賀南中学校 三年 久留島杏佳
- 税金の大切さ**
遠賀中学校 三年 末廣 紗和
- 北九州市市長賞**
僕の毎日と税金
石峯中学校 三年 鈴木 悠真
- 北九州市議会議員賞**
「あたりまえ」をつくる税金
若松中学校 三年 響水玲緒奈
- 若松区長賞**
税金について
若松納税貯蓄組合連合会会長賞
- 水巻町長賞**
当たり前の本当の意味
水巻中学校 三年 木村 花衣
- 私達と税の関わり**
水巻南中学校 三年 坂元 美月
- 若松納税推進協議会会長賞**
税金について
河北中学校 三年 東 栄奈
- 私たちの生活を支えているもの**
二島中学校 三年 岡部 叶夢
- 若松納税貯蓄組合連合会会長賞**
税金について
二島中学校 三年 杉野拳志郎
- 私達の暮らしと税金**
中間中学校 三年 安田 萌桃
- 高須中学校**
三年 富永 颯蘭
- 芦屋中学校**
三年 柴田 真旺

中村 誠 税理士事務所

税理士 **中村 誠**

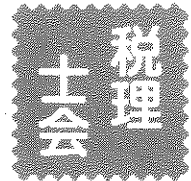
北九州市若松区東二島5丁目9番22-207号
TEL 791-6877
FAX 791-6877

ボランティア団体への助成金

九州北部税理士会では、さまざまな形で地域に貢献する活動を行っているボランティア団体の支援を毎年行っています。

本年は、6月16日に行われた定時総会において、小学生を対象にキャンプを実施する「赤とんぼ村自然体験スクール」(糸島市)、知的障害者に水泳を指導している「諫早ペンギンクラブ」(諫早市)の2団体に対し、助成金20万円をそれぞれ贈りました。

支援を希望される団体がありましたら、税理士会若松支部まで、ご連絡ください。



税理士会若松支部

(五十音順)

| 氏名 | 事務所所在地 | 電話 | 氏名 | 事務所所在地 | 電話 |
|-------|-------------------------------------|----------|-------|---|------------------|
| 穴井 秀幸 | 遠賀郡岡垣町中央台1丁目11番9号 | 283-2445 | 田口 真崇 | 北九州市若松区小敷ひびきの3丁目5番1号 出口和博税理士事務所 | 741-5775 |
| 石田 光明 | 〃 戸切1387 | 281-5005 | 竹内 清二 | 〃 白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計 | 761-4125 |
| 石田 義英 | 中間市中央2丁目5番23号 | 245-6748 | 竹内 治美 | 〃 白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計 | 761-4125 |
| 市川 裕通 | 北九州市若松区高須東4丁目5番8号 | 742-6669 | 藤堂 信司 | 中間市小田ヶ浦1丁目1番17号 | 090 8625-7000 |
| 伊藤 道夫 | 中間市弥生1丁目14番43号 | 245-4372 | 時永 昌和 | 北九州市若松区白山1丁目18番6号 アイビル2F | 751-0030 |
| 岩尾 健 | 北九州市若松区用勺町30番6号 | 701-3078 | 中尾 寿子 | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目 1番14-201号 | 282-2825 |
| 岩田 登 | 中間市小田ヶ浦2丁目3番28号 | 244-4631 | 中村 誠 | 北九州市若松区東二島5丁目9番 22-207号 | 791-6877 |
| 岩永龍太郎 | 遠賀郡岡垣町旭台2丁目1番14号 ディアコートI A-2 | 555-7985 | 中村 淑恵 | 〃 白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計 | 761-4125 |
| 宇野 耕一 | 〃 水巻町緑ヶ丘2丁目4番6号 | 201-1671 | 南郷 秀幸 | 遠賀郡岡垣町公園通り1丁目1番5号 | 283-0283 |
| 瓜生 昭徳 | 北九州市若松区青葉台東1丁目10番6号 | 742-0166 | 西澤 勉 | 〃 東山田1丁目10番40号 | 282-5792 |
| 大津 康裕 | 〃 東二島5丁目14番69号 | 980-4425 | 二宮 良則 | 〃 大字高倉713番地1 | 283-4393 |
| 大庭 祥功 | 〃 本町3丁目2番23号 | 751-3021 | 仁部 義宏 | 中間市岩瀬1丁目8番1号 東海倶楽部特 203号 | 246-1703 |
| 岡部 勝成 | 〃 大字大鳥居425番地 | 741-4403 | 能美 雅昭 | 北九州市若松区中川町3番25号 | 751-0705 |
| 小野 益博 | 〃 桜町3番9号 | 751-0551 | 野上 昭子 | 遠賀郡岡垣町野間2丁目2番4号 野上浄治税理士事務所 | 553-0290 |
| 片山 和博 | 遠賀郡水巻町梅の木団地41番17号 K&Kビル2F | 203-3001 | 野上 浄治 | 〃 野間2丁目2番4号 | 553-0290 |
| 加藤 博道 | 〃 頃末北1丁目4番1号 | 202-3560 | 野末 昌資 | 〃 旭南17番6号 | 283-4027 |
| 工藤 泰則 | 中間市中間3丁目18番5号 | 246-1685 | 濱崎 恭 | 北九州市若松区本町3丁目11番1号 ベイスайдプラザ若松本館4F | 761-6993 |
| 倉地 和敏 | 遠賀郡岡垣町南高陽6番12号 | 282-2496 | 原 和枝 | 遠賀郡水巻町頃末南2丁目4番16号 | 201-6461 |
| 古後 和弘 | 北九州市若松区鶴生田3丁目14番5号 | 791-5881 | 樋口 之春 | 北九州市若松区高須東4丁目6番22号 | 741-5556 |
| 小林 香織 | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号 中尾寿子税理士事務所 | 282-2825 | 久野 靖典 | 中間市桜台2丁目14番5号 | 244-5608 |
| 近藤 邦雄 | 〃 水巻町頃末南3丁目19番25号 | 201-5591 | 深田 満子 | 遠賀郡岡垣町大字高倉575番地 | 283-2345 |
| 坂口 充笑 | 中間市大字下大隈1703番地 | 244-4451 | 古津 剛 | 〃 遠賀町松の本5丁目10番18号 | 293-3945 |
| 坂口 誠一 | 北九州市若松区高須西2丁目5番16号 | 741-1950 | 堀江 祐治 | 北九州市若松区青葉台南3丁目6番4号 | 741-2765 |
| 坂根 洋輔 | 〃 鴨生田4丁目6番18号 | 777-4115 | 松田 剛和 | 遠賀郡遠賀町旧停1丁目4番7号 | 291-5601 |
| 澤田 一弘 | 〃 青葉台西5丁目17番2号 | 751-3021 | 武藤 淳 | 中間市東中間2丁目19番28号 | 245-1600 |
| 白石 哲則 | 遠賀郡遠賀町大字上別府594番地 | 293-9278 | 山口 徹也 | 北九州市若松区ひびきの1番8号 北九州学術研究都市事業化支援センター3階 | 616-8218 |
| 鈴木 良樹 | 中間市鍋山町1-1 通谷グリーンハイツ2F | 245-7121 | 山根 慎一 | 〃 高須南5丁目1番13号 | 741-3205 |
| 須山 博文 | 〃 通谷3丁目30番16号 | 555-8533 | 山本 雅男 | 〃 白山1丁目7番3号 | 771-4355 |
| 副田 義男 | 北九州市若松区二島6丁目4番55号 第5竹ビル3階 | 701-3567 | 横山 了子 | 中間市通谷1丁目19番33号 | 090 7983-9766 |
| 高司 靖 | 中間市岩瀬西町4番39号 | 245-5491 | 吉田 秀樹 | 〃 鍋山町16番1号 | 245-5857 |
| 田口 和博 | 北九州市若松区小敷ひびきの3丁目 5番1号 | 741-5775 | | | |

税理士法人

| 名称 | 事務所所在地 | 電話 |
|------------|------------------|----------|
| 税理士法人 竹内会計 | 北九州市若松区白山1丁目9番4号 | 761-4125 |

県税だより

《福岡県と県内全市町村からのお知らせ》

◆県内全市町村は、個人住民税の特別徴収を徹底しています！

個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者である事業主の方が、従業員の方に毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、納税義務者である従業員の方に代わって市町村に納入していただく制度です。

特別徴収は、従業員の方が自分で金融機関等に納税に行く手間が省けますし、納税を忘れて滞納となったり、延滞金がかかる心配もありません。また、税額計算は市町村で行いますので、所得税のように事業主の方が毎月計算する手間はありません。

原則として全ての従業員の方が対象となりますが、県内市町村統一定額設定した基準に該当し、かつ、特別徴収が困難な場合は、給与支払報告書を提出する際に「普通徴収申請書」による手続きを行うことで特別徴収を行わないことができます。

この手続きがない場合は特別徴収となります。該当する場合はお手続きをお忘れなく！

詳しくは福岡県ホームページをご覧ください。

「個人住民税 特別徴収推進のひろば」

福岡県特別徴収推進

検索

お問い合わせ先

【制度に関すること】

福岡県税務課個人住民税徴収機動班

☎092・643・3049

【手続きに関すること】

各市町村個人住民税担当課

市町村税だより

《年度途中で土地の売買をした場合は》

Q 私は平成28年12月22日に、自分の土地売買契約を締結し、翌年の1月10日に買主への所有権移転登記を済ませました。平成29年度の固定資産税は、誰に課税されるのでしょうか？

A 平成29年度の固定資産税は、あなたに課税されます。地方税の規定により、土地・家屋はその年の1月1日（賦課期日）現在、登記簿に所有者として登記される人に対して、当該年度の固定資産税を課税することになっています。

《住宅を新築した場合は》

Q 私は平成25年9月に、住宅を新築しましたが、平成29年度分から固定資産税が急に高くなりました。なぜでしょうか？

A 新築の住宅：アパート・マンションが一定の条件に当てはまる場合、新築後の3年間（地上3階建以上の準耐火構造住宅及び耐火構造住宅は5年間。ただし、長期優良住宅に該当する場合は、各2年延長されます。）は、二戸当たり120㎡までの固定資産税（家屋分）が1/2に減額されます。

あなたの場合は、平成26・27・28年度の税額が1/2に減額されており、29年度は減額適用期間が終了したことにより、本来の税額に戻ったためです。

お問合せ先

財政局西部市税事務所 若松税務課

☎093・761・5321

雑談

昼下がりの夜宮公園

今年の夏はことのほか暑かった。このところ局地的な異常豪雨や大きな台風など、災害が相次ぐがこれも地球温暖化の影響なのか。ともかく汗かきの秋が待ち遠しく筆者にはかなり堪えた季節だった。

もちろん、家でじっとしていれば冷暖房完備の時代だから問題はないのだが、外出時の対策が大変である。週に数回打ち合わせで小倉に出るが知る人ぞ知る自転車党の筆者は打ち合わせなどで小倉に出かける。最初はかなりきつかったが、慣れてくると一時間足らずでたどり着く。自転車専用道も整備されつつあるし、少年時代から親しんだ若戸渡船に乗る楽しみも捨てがたいので当分は健康法も兼ねて続けるつもりだ。初めは渡し場からかつての電車通りを走るだけだったが慣れてきて幾とおりかの道を守るようになった。その一つが浅生通りの明治学園の手前を右に入って夜宮公園で一休みするコースである。この数年ここで昼食を兼ねてしばらく時を過ごすことが多くなった。前にこの稿で書いたがお気に入り場所の一つになったのだ。

夜宮公園。戸畑区のほぼ中央にあり、戸畑菖蒲で知られている。七千株、二万本余りの菖蒲が夜宮池に見事な花を咲かせる。これだけではない。桜や梅、ツツジの名所でもある。開設したのは戸畑市時代というから古い。もとは広大な自然林で石炭で財を成した安川家が寄付したらしい。今も野

鳥が見られるというから都市の中の貴重なグリーンゾーンだ。そういえば隣は辰野金吾設計による旧松本住宅だから観光地としてももつと訪れる人がいてもいいと思うのだが。それほどいつもの夜宮公園は静かだ。それがお気に入り場所の一つになった大きな原因でもあるのだが。写真は菖蒲園に注ぐ噴水。いつも昼食をとるベンチか



ら撮ったものだ。ここは公園の一角の谷を四段に造成して湧水を夜宮池に流れ落ちる。六月上旬見事な花菖蒲を育む命の水でもある。お洒落な三角屋根は東屋。ここでくつろぐ人が多いようだ。そういえば八月の暑い盛り突然若者たちの声が響いて驚いたことがある。どうやら若松ハブポートに入港したクルーズ船の中国からの団体らしい。生憎、花菖蒲は名残の花しかなかった。

だが噴水で一服の涼を見つけたのだろう。ひとしきり水と戯れ元気に去っていった。だが、いつもは誠に静かである。住宅地に囲まれているのだが車や騒音が全く気にならない。いつもは近所の住人だろう。犬を連れたり夫婦で散歩している人がいる。結構来ていると何となく覚えがある人がいてお互いに黙礼。こんな関係もなんだか心地いい。

この谷を両側から覆い、暑い季節でも生き返る思いがする。それに静寂がいい。ときたま名前も知らぬ鳥の羽ばたきや鳴き声を耳にするが街中での誠に贅沢なひとときである。いつも騒々しい音に囲まれている日常から離れるのもここに来る理由かもしれない。まだやったことはないがベンチで横になっての午睡もさぞ気持ちがいいだろうと思う。冬の寒さの前にやってみよう。紅葉に見下ろされながらのまどろみ。悪くないか。

昼飯がてらの夜宮参りと書いた。そう、浅生通り沿いに適当な店が余り見当たらないからやむなく、というのがきつかけと言えはきつかけ。近くのコンビニで買いこんで訪れることになった。最近は味がよくなくなったといわれるが確かにそう。昼時は混んでいて店が多いのはその表れか。この夏、気に入ったのは冷やし中華である。適度に冷たくのどの通りがいい。具も見た目に涼しげなのがいい。外出時の寄り道が昼下がりのささやかな楽しみになった訳で、これからは一人だけの静寂の時間を大切に過ごしたい。

大庭祥功 税理士事務所

税理士 大庭 祥 功
北九州市若松区本町3丁目2番23号
TEL 751-3021
FAX 751-5279

中尾寿子 税理士事務所

税理士 中尾 寿 子
遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号
TEL 282-2825
FAX 283-1817

税理士法人 竹 内 会 計

北九州市若松区白山1丁目9番4号
TEL (093) 761-4125
FAX (093) 761-4127

仁部義宏 税理士事務所

税理士 仁部 義 宏
中間市岩瀬1丁目8番1号
TEL 246-1703
FAX 246-1704

高司 靖 税理士事務所

税理士 高司 靖
中間市岩瀬西町4番39号
TEL 245-5491
FAX 245-5492

松田剛和 税理士事務所

税理士 松田 剛 和
遠賀郡遠賀町旧停1丁目4番7号
TEL 291-5601
FAX 291-5602